

インターネット上の実名制に関する憲法学的考察（二・完）

—韓国における公職選挙法と情報通信網法を素材に—

金
光
石

はじめに

第一章 「インターネット実名制」の概念とその目的

第一節 実名制の概念

第二節 実名制の背景と目的

第三節 現行法上の「インターネット実名制」の内容

一 公職選挙法

二 情報通信網法

第二章 韓国における表現の自由

第一節 韓国における基本権に関する理論状況

一 韓国の憲法史における基本権の変遷

二 基本権に関する理論状況

第二節 表現の自由の意義と法的性格

第三節 インターネットをめぐる表現の自由論

一 インターネットの特性と表現の自由

二 技術的・媒体的特性と表現の自由の制限法理

三 空間的特性と表現の自由の制限法理（以上、二四三号）

第三章 「インターネット实名制」に関する憲法論

第一節 韓国の憲法学の議論状況

一 合憲論

二 違憲論

第二節 韓国の憲法学に潜在する課題

第四章 「インターネット实名制」に関する判例理論

第一節 「インターネット实名制」に関する憲法裁判所の判例

一 公職選挙法上の実名確認制判決

二 情報通信網法上の本人確認制判決

第二節 憲法裁判所の判決が示唆するもの

おわりに（以上、本号）

第三章 「インターネット実名制」に関する憲法論

前章で韓国における「インターネットの実名制」の概念及びその背景と目的、そして、いわゆる「制限的実名制」の前身について紹介した。これをベースに、本章においては、その「実名制」に関する憲法論について考察する。まず、「実名制」、とりわけ「制限的実名制」をめぐる韓国の議論状況を合憲論者の主張と違憲論者の主張に分けて整理し、そこで取り上げられている論点を明らかにすることによって、それが示唆することは何か、そして、インターネット実名制を論じる際に、考慮すべき最も重要な論点とは何かについて考える材料を明らかにすることを目的とする。

第一節 韓国の憲法学の議論状況

「インターネット実名制」に関する議論は、表現の自由の保障範囲をめぐって激しい論争が繰り広げられた。その主な内容は、憲法第37条第2項⁽¹⁾の基本権に関する法律留保条項と、第21条（表現の自由）の第4項に直接規定されている表現の自由の限界に対する境界線をめぐる論争でもあった。そして、『「逆機能」の除去のため⁽²⁾』という規制する側の大義名分の下に、「インターネット実名制」が、以上の条項を根拠として導き出されるかに絞られる。すなわち、「インターネット実名制」を擁護する論者が、憲法第37条第2項を根拠に「匿名性」による弊害を除去するために実名制について合憲の立場を取るのに対し、違憲論者は、実名制が萎縮効果を生ぜしめ、憲法によって禁止されている表現の自由の核心部分の侵害に当たるとし、憲法第21条の表現の自由の侵害である

と主張している。

一 合憲論

第一章、第二節「実名制の背景と目的」のところ（「表の顔」）で紹介した通り、合憲論は、名誉棄損や誹謗中傷など、インターネットの「逆機能」の主な原因が匿名性にあると断定し、このような匿名性を除去することによって「逆機能」に対処できるという認識から、インターネット実名制の導入を積極的に主張している。⁽³⁾

その一人である姜京根は、インターネットを通じて形成されるサイバー空間の「公共的領域性」に立脚して、インターネット掲示板の実名制が表現の自由とプライバシー権を侵害するものではないとし、その内容について以下の通り主張している。

曰く、サイバー空間が、インターネットによって行われる「通信空間 (communication space)」であるとしている。通信網は、国家社会の基盤構造的な性格を帯びている。すなわち、「サイバー空間は、ネットワーク体系 (on-line system) などが私的に保有される領域にあるとしても、それを通じた意思表示という『目的に照らすと (for speech purposes)』『パブリック・フォーラム (public forum)』⁽⁴⁾としての性格を持つている⁽⁵⁾」としている。

そして、彼は憲法裁判所がインターネットの特性について述べてはいるが、そのことも「通信網という国家社会的基盤を前提にしている点から、その公共的領域性が否認されたわけではない⁽⁷⁾」と彼独自の解釈を施し、憲法第21条第4項を根拠にインターネット掲示板の実名制を通じた意思表示の規範的強制は、憲法第21条の言論の自由に反しないと主張する。さらに、実名制と関連し、匿名性を保護するという意味からプライバシー保護、すなわち憲法第17条の私生活の秘密の問題に対し、インターネットを基盤とする「公共的領域」としてのサイバー空

間を内密な空間としてみることはできないとする。したがって、「公共的領域」に入った以上、私生活の秘密の制限を受け入れなければならないとしている。

また、別の視点から合憲論を主張する論者もいる。すなわち、インターネット实名制について、表現の自由という基本権も制限が可能であるという点と、表現の自由を享受するためには表現者の責任も伴うという行為者責任の原則を貫くための基本的な前提であるとし、憲法第21条第4項の表現の自由の限界規定を根拠に、「匿名表現の自由による社会的費用もしくは弊害が表現の自由の利益より大きいとすれば、一定の範囲内での制限は可能」だと主張する黄唱根の論文を紹介しよう。⁽⁸⁾

彼は、インターネットの特徴について、「非対面性」を挙げている。すなわち、インターネットは、技術的な定義からするとコンピュータが特定されることから（車のナンバープレートのように）、そもそも匿名性が維持できず、これは実際、「非対面性」の別の表現であると述べる。⁽⁹⁾そして現行公職選挙法上の实名制に対しては、選挙期間に限定していることから憲法第21条の表現の自由に反しないと主張する。また、情報通信網法上の本人確認制については、公共の場所に設置されているパソコンを利用する場合に、匿名性の統制に限界が生じることから、これを補うために取り入れた本人確認制であるとする。⁽¹⁰⁾

以上のように、同氏の匿名表現の自由に関する法的性質と制限原理に関する主張についてみてみると、まず前者について、匿名表現の自由に関する論議の核心は匿名表現の自由を法律をもって制限できるかであるとした。そして、表現の自由が絶対的で無制限の権利ではないことから制限が可能であるが、その場合、憲法上の基本権制限原理を充足しているかについて問わなければならないとし、次のように行為者責任論を主張している。すなわち、「表現行為の属性において考察すると、表現者が外に向け、自らの思想ないし感情を表示する場合に、行

為者が誰であるかは表現行為と不可分一体になってこそ重要な意味を有する⁽¹¹⁾とし、請願制度と告訴・告発の場合を例として取り上げ、匿名の方法による意見表明に対しては、法的な保護の対象外であると同様に、その信憑性がないと見做し、匿名表現に対する制限は憲法上禁止されているものではないと主張する。また、後者（匿名表現の自由の制限原理）については、憲法第21条第4項を根拠規定として論じている。そして、この条項の前段の「他人の権利または公衆道徳などを侵害してはならないようにと規定されている憲法上の闡明を保障するためには、当然表現行為者に対する責任追及が伴わなければならないので、少なくとも責任ある表現の自由の行使においては、姓名の記載または確認は憲法上要請されるものと解釈することが可能だ⁽¹²⁾」とする。さらに、インターネット上の「逆機能」の除去のために各制度と法律を作ることとは、国民に対する国家の責務であるとし、「本人確認制」は憲法に反するものではないと主張する⁽¹³⁾。

この他にも、健全なインターネット文化のため⁽¹⁴⁾、またサイバー犯罪の予防と法執行の可能性の確保という視点から合憲論を主張するなど、さまざまな視点から議論が繰り広げられている⁽¹⁶⁾。

二 違憲論

「インターネット実名制」に対して、違憲論者の多くは、匿名表現の自由が表現の自由の核心部分に当たるところを主張する⁽¹⁷⁾。したがって、「インターネット実名制」は、表現の自由の本質的内容としての匿名で表現する自由を侵害すると同時に、憲法によって禁止されている事前検閲に当たるとして、憲法第21条の表現の自由の侵害であると主張する。そして、自由な表現と社会的弱者の発言機会を提供するために、匿名表現の自由が保障されなければならないとし、多数が支配する社会において、それが少数の最も強力で有用な道具としての意味を持つ

とする。⁽¹⁸⁾ また、表現者自身の名前の表記に対する有無は、表現者の自由に属するもので、匿名による表現行為を規制することは許されないとする。⁽¹⁹⁾ もちろん匿名表現の自由を認めるとしても、その責任まで否認するわけではない。問題は、その責任追求方法にある。合憲論者が主張する、匿名性による「逆機能」の除去の問題は、实名制によらずとも既存の法律⁽²⁰⁾（刑法、民法、情報通信網法、公職選挙法）や、モアスピーチなどのより制限のない方法が存在するからである。⁽²¹⁾ さらに、憲法裁判所が判示したように、ある論者は、インターネットは最も参加的な思想の自由市場であり、また表現促進的な媒体であるとし、表現の自由と不可分の関係であるとしたことを引用しながら、このようなインターネットにおける表現の自由の特性を考慮すれば、インターネット媒体に対する政府の内容的・構造的規制に対しては、憲法論的にみて簡単に容認されてはならないと主張する。⁽²²⁾ 以下では、違憲論者の主張について、最も整理された形で議論を展開している黄ソングの主張を紹介しよう。

彼は、漢陽大学の法学論叢に載せた「インターネット实名制に関する憲法学的研究」の論文で、公職選挙法と情報通信網法の实名制に関する違憲性について検討している。曰く、合憲論で紹介した姜京根の主張に対し、インターネットも放送媒体や印刷媒体と同様に意思表示のための「媒介体」であるという点から匿名表現の自由が保障されなければならないとし、サイバー空間において行われる意思疎通は、かなり多様な方式を通して行われていることなどから、そのような意思疎通の多様性を考慮せず、インターネット通信網であるという国家社会的基盤を前提にしているからといって直ちに公共的領域性を認めるのは説得力に乏しいと反論した。⁽²⁴⁾ そして彼は、公職選挙法の实名制について、「匿名表現の自由の侵害」、「政治的表現の自由の侵害」、「営業の自由の侵害」、「個人情報保護の問題」、「本人確認（又は実名確認）の方法の問題」、「平等権の侵害」の問題と、その「包摂範囲の過度の広汎性」の七つの論点から違憲性について論じている。

まず、一つ目の「匿名表現の自由の侵害」に関し、黄ソングは、匿名表現の定義について「自己の実名やアイデンティティを明かさず、匿名の状態での自らの意思または意見を外部に表明する自由」と定義づける。そして、このような意味での匿名表現の自由が、果たして憲法上保障される基本権として、表現の自由のなかに含まれるかについて検討を行っている。彼は、アメリカ連邦最高裁判所が出した、匿名表現に関する *McIntyre* 判決⁽²⁵⁾の要旨を引用しながら、韓国の憲法が保障している表現の自由にも匿名表現の自由が含まれていると解するのが妥当であると主張している。その理由として「表現の自由が完全に実現されるためには、自らの意思を『自由に』表現できなければならず、かような自由な意思表現は、匿名性が保障された場合に限って可能だから」と論じている。また、「表現の自由が保護しようとする核心の価値が、自らの意思・意見を自由に外部に表明することにあるとすれば、それを実名で表現するか、それとも匿名で表現するかについての手段と方法は意思表現者の選択の問題だ⁽²⁷⁾」とし、表現の自由において「匿名性」の要素は、表現の自由が保障されるための「最小限の必要条件」だとする。そして、匿名表現の自由における「匿名」とは、単なる「実名」の反対語に限定して理解するのではなく、「身元確認されない状態」または「身元を現されない状態」まで含まれる意味として解釈されなければならないと論じる。このように解釈すれば、「実名確認制」と「本人確認制」は、匿名表現の自由を侵害するという結論が導出されるという。

以上のように、国家が法の強制力を持つて行う実名制、すなわち、二〇〇四年の旧公職選挙法と二〇〇五年改正された現行法上の公職選挙法は、外形上の違いがあるとしても「萎縮効果 (chilling effect)」によって自由な意思表現が不可能になるという点においては同様であるとしている。また、公職選挙法上の実名制の目的を「選挙の公正性の維持」と掲げているが、すでに他の法律が存在していることから重畳的であり、過度な制限として、

憲法上、基本権制限の限界原理である過度に広汎な制限であると主張する。

二つ目の論点は、「政治的表現の自由の侵害」、すなわち、公職選挙法上の選挙揭示板実名制の「政治的表現の自由」に関する問題である。⁽²⁸⁾ 一般的に言論の自由の意義は自己実現と自己統治（self-government）であり、特に個人の言論活動が「政治的表現（political speech）」に該当する場合には、手厚い保護が必要だとする。このように、表現の自由、とりわけ政治的表現の自由がもつ意義と選挙の意味に鑑みると、選挙に関する意見の表明、および、選挙運動期間中の政党・候補者に対する支持・反対の書き込みは、他の言論活動と比べて手厚く保障されなければならぬと主張する。そして、公職選挙法上の選挙揭示板実名制は、身元確認された者に限って選挙に関する意見の掲載ができるように制限されることよって、事実上、政治的表現への相当な程度の「萎縮効果」があると論じている。

三つ目の論点は、「営業の自由の侵害」についてである。現行公職選挙法上の選挙揭示板実名制の適用対象とされる、インターネット新聞事業者及びその他のインターネット言論社が、営業の一環として非実名確認制方法を採用する場合に、このような営業政策を放棄するよう強制することになり、営業の自由の侵害可能性も指摘している。

四つ目の論点は、「個人情報保護の問題」である。二〇〇四年導入された公職選挙法上の実名制が、姓名と住民番号の一致の可否を通して本人確認をする方法をとっていることから、個人情報である住民番号の目的外使用による個人情報保護の問題を取り上げ、匿名性という要素が個人情報保護の問題と関連することを論じている。⁽²⁹⁾

五つ目の論点は、「本人確認（もしくは実名確認）の方法の問題」である。インターネット実名制の施行において最も確実な方法は、すべての国民に与えられた住民番号を活用することである。⁽³⁰⁾ しかし、住民番号を利用し

た認証方法について、黄ソングは三つの点から問題性を指摘している。⁽³²⁾一つは、住民番号それ自体が有する「個人情報としての敏感性」の高さゆえに、オンライン上のセキュリティ問題と関連し、市民社会の同意を得難いという点、もう一つは、オンラインでの住民番号の活用が合理的だとしても、オンラインでは他人の住民番号盗用問題が多発しているという点、⁽³³⁾さらにもう一つは、以上のような住民番号の問題を避けるために、公認認証書を活用する方法があるがそれを所持していない人も多く、平等原則の問題の危険性が常に存在する点であると指摘している。

六つ目の論点は、「平等権の侵害」の問題であるが、上で述べた論点と重複するので省略する。

最後は、「包摂範囲の過度の広汎性」の問題、換言すれば、「選挙掲示板実名制の適用対象」の問題である。すなわち、公職選挙法上の実名制の適用対象をインターネット言論社とし、インターネット言論の概念的要素のうち、特に「記事を媒介するインターネットホームページ」という部分から、規制対象の範囲設定を包括的に規定していることの問題を指摘している。⁽³⁴⁾

次は、一般掲示板の実名制に関する違憲性についてである。

彼は、情報通信網法が規定している一般掲示板実名制の憲法上の問題点について、掲示板の概念定義の広汎性、匿名表現の自由の侵害、掲示板運営事業者の職業選択の自由の侵害、個人情報保護政策及び個人情報保護の理念に反する問題、自己責任の原理に反する問題などの五つの点から論じているが、上述した公職選挙法で、すでに紹介した論点と重なると考えられる論点については省略し、以下では二点だけを取り上げる。

まず、掲示板の概念定義の広汎性についての憲法上の問題点であるが、黄ソングは、情報通信網法第2条9号による「掲示板」⁽³⁵⁾において「自由な意思表現と情報流通が行われるパブリック・フォーラムのすべての領域に対

する本人確認制を強制するのは、インターネットにおける表現の自由を過度に制限する危険性が高い」と指摘している。⁽³⁶⁾

次は、自己責任の原理に反することである。つまり、住民番号と名前を通して本人確認をするのが一般的であるが、もし、住民番号を盗用した第三者により不正使用された場合、情報通信サービス提供者は、現行情報通信網法第44条の5の第4項⁽³⁷⁾によって損害賠償責任を減免される。しかし、賠償責任の減免が事業者の責任を前提とするならば、これは、憲法上の自己責任の原理に反すると主張している。⁽³⁸⁾

第二節 韓国の憲法学に潜在する課題

韓国では、表現の自由の法益として、一般的に自己実現と自己統治を取り上げ、それゆえに他の基本権よりも優越的地位にあるとの理論について早くから学界や憲法裁判所も受容していた。だが、これらの原理を骨抜きにする表現の自由の法的性格について、軍事政権下において言論を統制する手段としての二重的性格論がその威力を發揮してきた。これを裏付けるものとして、一九七九年軍事政権下でのソウル大学の教授であった權寧星の論文⁽³⁹⁾が参考になるだろう。曰く二重的性格は、自由権の性格を持つ個人の主観的権利として、国民の世論形成に欠かせないマスメディアについては制度的保障として位置づけられた。そして後者については公共的な機能が優先されるがゆえに、様々な規制が設けられるなど、実質的に言論統制の根拠となったのである。

このことは、今日においてもなお、表現の自由の法的性格について、個人的自由権説（個人の表現の自由）と制度的保障説（新聞や放送等のマスメディア）の二つの性格を併有している「二重の性格説」⁽⁴⁰⁾がその地位を保持

している点に見受けられよう。このような捉え方には、基本権の法的性格に関する「同化的統合過程論」がその根底にある（木稿第二章第二節参照）。そして憲法第21条の第4項と、第37条第2項を根拠規定とした基本権の秩序規範的性格を持ち出し、公の秩序を理由に規制が可能としている。これは、韓国における憲法裁判所の基本権に対する憲法適合性の判断手法との深い関連性を持つ、固有成つ複雑な問題と絡んでいる。これについては次章で扱う。以上のように、合憲論を主張する二人の論者からも同様な立場に立って論じていることが窺える。

その中の一人である姜京根は、サイバー空間について「公共的領域」論を持ち出すことにより、秩序規範的な性格を前面に出し、憲法第21条の第4項と第37条第2項を根拠規定として、インターネット实名制を正当化している。この手法は、その他の多くの合憲論者が用いるところである。これに対して、同じく合憲論に立ちながら、若干異なる論法を展開しているのが黄唱根である。

黄唱根は、匿名表現の自由と基本権の性質が根本的に異なる、請願制度などを例として取り上げ、「行為者責任論」を持ち出し、合憲論を主張している。さらに、彼は公職選挙法が期間限定の实名制であることから合憲論を主張し、情報通信網法上の本人確認制については、匿名性による統制の限界を理由に掲示板利用者を潜在的な犯罪者と見做している。しかし、彼は自らインターネットの特徴から匿名性が維持できないとしながら、その一方では、匿名性による統制の限界を理由に、「インターネット实名制」の合憲論を主張しているなど、論理の矛盾が目立つ。

これに対し、違憲論者は、基本権の法的性格について異なった捉え方をしているのが分かる。すなわち、彼らは基本権の法的性格について、「天賦人権」論を基に、主観的公権として捉え、憲法第21条第4項と第37条第2項を授權規範ではない制限の限界規定であるとの立場に立脚し、憲法第21条第4項を「内在的限界」として、そ

して第37条第2項を「基本権制限立法の限界規定」として捉え、表現の自由の法益に鑑み、「合目的性、方法・手段の最適性、被害の最小性、利益衡量」による厳格審査を求めている。

その中でも黄ソングは、萎縮効果論を基に違憲論を展開していることが窺える。曰く、表現の自由の完全な実現には、匿名性が保障された場合に限って可能であり、表現の自由が保護しようとする核心の価値が、自らの意思・意見を自由に外部に表明することであって、これがためらうことなく実現されるためには、匿名性は「最小限の必要条件」であると主張する。したがって、「選挙の公正性」を掲げ、公職選挙法上取り入れられた実名確認制は、重量的で過度な制限として、憲法上、基本権制限の限界原理である過度に広汎な制限であるとし、違憲論を主張している。

以上、合憲論者と違憲論者の主張を概観したが、叙述の通り両者の大きな違いは明らかである。すなわち、合憲論者は、表現の自由がもつ権利の性質からのアプローチは行わず、公共の秩序維持のための行為者の責任論を強調しているのが特徴である。一方、違憲論者の主張は、これれやすく傷つきやすい表現の自由の権利の性質に鑑み、窒息させられることから保護される必要性について論じ、表現しようとする者への負担を減らす特別な考慮があらゆる場面で求められることから、萎縮効果の除去を強調している。

しかし、合憲論者と違憲論者の両者の議論は原論的な議論に留まり、実際、憲法判断の場面においてはインパクトを与えていない。「インターネット実名制」をめぐる議論は、論理的な構造は異なるにしても、いくら表現の自由といえども、絶対的・無制限の権利ではないことは両者とも認めている。けれども、ここから先の議論が熟していないのが、韓国の憲法学界の現状である。すなわち、憲法第37条2項と第24条第4項を根拠に、具体的な場面において、どのような基準を用いて判断すべきかについて、その合憲性判断基準の枠組みに関する議論は行っ

ていない。このような現状は、憲法裁判所が比例原則を判断基準として、具体的事例を判断する際に、原則と事例を繋ぐ論証をほとんど行っていないことと無縁ではないと思われる。この点については、次章で検討する韓国の憲法裁判所の判断手法と関連付けた上で明らかにしたい。

第四章 「インターネット实名制」に関する判例理論

本章では「インターネット实名制」をめぐる憲法裁判所の判決を紹介し、韓国の憲法裁判所が基本権保障の判断の際に、どのような手法を用いて憲法の番人としての役割を果たしているのか、また、そのような手法が国民の基本権保障、とりわけ「インターネット实名制」の関連規定にどのような影響を与えているかについて検討する。そして、最後に、これらの憲法裁判所の判決が示唆するものとは何かについて考えてみたい。

第一節 「インターネット实名制」に関する憲法裁判所の判例

「インターネット实名制」につき憲法裁判所において、その違憲性が問われたのは、公職選挙法に関する事件が二件、情報通信網法に関する事件が一件、合わせて三つの事件であったが、その中で、公職選挙法上の実名確認制に関する一件は、その法律が実際に施行される以前に部分改正された旧公職選挙法に関する憲法訴訟であったため、訴えの利益がないことを理由に却下されたので、事実上審理を行ったのは旧法を部分改正し、実際に施

行された公職選挙法に関する事件と、訴えから二年の時を経て、ようやく昨年八月に判決が下された情報通信網法に関する事件である。以下、この二つの事件について紹介したい。

一 公職選挙法上の実名確認制判決（二〇一〇年二月二十五日、二〇〇八헌마三二四사건、二〇〇九헌바三一 사건）

（一）事実

本件の請求人Aは、国会議員選挙の選挙運動期間中、インターネット言論社等に政党・候補者に対する支持・反対意見を、実名確認をせず掲示しようとしたが、旧公職選挙法第82条の6第1項、第6項、第7項（以下、「本件の法律条項」と記す）が実名確認を済ませなければインターネット言論社の掲示板等に意見を掲示できなくなる措置を講じたため、請求人Aに保障された憲法第21条の表現の自由等を侵害したとして、憲法訴訟願審判を請求した。⁽⁴¹⁾ また、本件の請求人Bは、大統領選挙において管轄選挙管理委員会委員長から請求人が発行するインターネット新聞のホームページに関して、旧公職選挙法第82条の6第1項が定めた実名確認の技術的措置を講ずるよう命じられたが、これを拒否したため、同法82条の6第1項と第261条第1項に違反したとして、一千万ウォンの過料処分⁽⁴²⁾にされた。これを受けた請求人は、裁判所に異義申し立てをしたが棄却されたので、憲法訴訟願請求をした事件である。なおこの二つの事件は、併合して審理が行われた。

（二）判決要旨

ここで争点になったのは、上記の法律条項が明確性の原則、事前検閲禁止原則、過剰禁止原則に反するかどう

か、その他、良心の自由とプライバシーの侵害、個人情報に関する自己決定権の侵害についてであり、これに対して憲法裁判所は合憲判断を下した。これには二人の反対意見が述べられている。以下ではその内容について紹介する。

まず、「インターネット言論社」の範囲と「支持・反対の書き込み」の意味について明確性の原則違反が問われたが、多数意見は、当該法律に対し具体的な検討を行うことなく、前者については関連法令規定に具体的に定められていることから、後者については一般人の健全な常識と法感情を持ち出し、明確性の原則に反するとは言えないとした。

そして、事前検閲禁止原則について、「検閲は、行政権が主体になって思想または意見が発表される以前に予防的措置としてその内容を審査、選別し、発表を事前に抑制すること、すなわち、許可を受けていない出版物の発表を禁止する制度を意味する」とした上で、インターネット言論社の義務は、「『実名確認』表示が現れるように技術的措置を講じる義務、更に『実名確認』の表示がない支持・反対の文がすでに掲示されている場合、これを削除する義務を負わせただけでなく、利用者としては、自らの判断により掲示しようとする書き込みが支持・反対の文言に該当すれば実名確認手続を踏んで『実名確認』表示が現れるように掲示し、さもなければ実名確認手続を踏まずに掲示することが可能なので、このような制限が事前検閲禁止の原則に反するとは言えない」とした。

また、過剰禁止原則については、憲法第21条が保障している表現の自由は、思想または意見の自由な表明と、それを伝播する自由を意味するものとして、個人が人として尊厳と価値を維持し、幸福を追求しながら国民主権を実現するに当たって必要不可欠なことであり、宗教の自由、良心の自由、学問と芸術の自由などの精神的な自

由を外部に表現する自由であるとしながら、このような自由な表明と伝波の自由には、匿名表現の自由もその保護領域に含まれると明言した上で、「選挙期間中、インターネットホームページの掲示板・チャットルーム等において、候補者に対する人身攻撃と誹謗・中傷が入り乱れる場合が多く、不当な選挙運動または少数者による世論歪曲によって選挙の平穏と公正が脅かされる可能性があるから、この事件の法律条項は、これによる社会経済的損失と副作用を防止し、選挙の公正を確保するためのものであり、目的の正当性が認められる」とした。

そして政党・候補者に対する支持・反対の意見を掲示できるようにする場合は、実名確認を経るようになると、候補者に対する人身攻撃またはデマを減らすことができ、これによって選挙の公正性を確保する効果を得ることが予想されるので、手段の適合性も認められ、その制限の実効性が疑われるという理由だけではこれを否定することはできないとした。

続いて、インターネットの特徴上、迅速性、情報の歪曲しやすさ、選挙期間の短さ（大統領選挙二三日、国会議員、地方自治体の議会議員及び長の選挙一四日⁽⁴⁾）から、現行法上の名誉毀損に関する法理または候補者誹謗罪による事後的な救済手段だけでは、政党・候補者の実質的権利救済ができないこと、そして、「このような事情と実名確認期間を『選挙期間中』に限定した点、対象を『政党・候補者に対する支持・反対の文』に限定した点、また、インターネット利用者の実名が表出されることなく、ただ『実名確認』の表示だけが現れる点を考慮すれば、本件の法律条項は、被害を最小化するための要件を備えており、他のより制限的ではなく同様な効果を達成できる手段が明白に存在するとは言えないので、侵害の最小性が認められる」とし、実名確認制により得られる公益が失われる私益よりもより大きいことから、法益の均衡性も認められるとした。

その他、良心の自由とプライバシーの侵害については、「政党・候補者に対する単純な意見等の表現行為に過

「まず、良心の自由または私生活の秘密の自由により保護される領域ではない」とし、具体的内容の検討をしなかった。そして、個人情報に関する自己決定権の侵害につき、公職選挙法第82条の6の第3項は、中央選挙管理委員会が個別インターネット言論社の実名確認措置義務の履行状況を指導・監督するために必要な「実名認証資料の提出」を義務付けるにすぎず、個人情報収集を目的とした条項ではないから、個人情報を対象にした個人情報自己決定権に対する制限ではないとした。

これに対し、金ゾンデ、宋デウファン裁判官の反対意見は、匿名表現の自由の意義及び保護の必要性について言及した後、本件の法律条項に関する判断では、実名制による萎縮効果および手段の適正性、侵害の最小性、そして法益の均衡性から、この事件の法律条項が過剰禁止原則に反し、原告の表現の自由を侵害しているため、憲法に反するとした。その内容は、以下の通りである。

まず、匿名表現の自由の意義及び保護の必要性について、表現の自由は、国民主権を実現するに当たって不可欠な権利として、今日、民主国家において国民が持つ最も重要な基本権の一つとして認識されているとした上で、「特に、匿名および仮名で行われる表現の場合、政治的な報復または差別を恐れず、自分の見解や思想を自由に表出、伝播することで、権力に対する批判を可能にし、これを通じ、政治的弱者またはマイノリティの意思を国家の政策決定に反映させるといふ点から、表現の自由の核心に該当する」とした。したがって、匿名による弊害もあり得るけれども、「匿名表現の自由は、それが持つ憲法的価値に照らして強く保護されなければならない」とする。そして、歴史的な観点からも、匿名表現が果たしてきた役割について言及した後、「インターネットが、最も参加的な市場ないし表現促進的媒体として機能する現代社会においては、インターネット空間で行われている匿名表現が、現実空間においての経済力または権力によるヒエラルキーを解体し、インターネットが持つ情報

伝達の迅速性及び相互性、双方向性と結合し、多様な階層の国民意思を反映する、多元主義社会の実現および民主主義の発展を容易にした」と評価した。その上で、「特に、政治的意思表現は民主主義の存立根拠であり、表現の本質として、この事件のように政治的表現の領域における匿名表現の自由は、一般的な匿名表現の自由よりも、より強い保護を受けなければならない」とした。

そして、憲法が自由な政治的意思表現を可能にするための秘密投票原則を規定しているのと同様に、選挙過程で行われる政治的意思表現においても、そのような憲法上の精神に照らして意思表現者のアイデンティティは保護されなければならないとしている。

以上のような観点から、表現の自由に対する萎縮効果および手段の適正性については、多数意見が「選挙の公正性」を理由に簡単に認めたのに対し、反対意見は、匿名表現を規制する場合には、政治的報復を恐れるあまりに自己検閲を通じて批判的な意思表現を自制することになり、結局は意思表現自体を萎縮させることにより、自由な世論形成を妨害することになるとした後、実名確認制がデマを防ぐために実効性のある手段であるかについて、害悪的な意思表現は社会的状況の様々な諸条件が作用して現れることであって、匿名表現を認めたからといって必然的に発生する問題ではないとし、それについて疑問を投げかけている。

そして、侵害の最小性についても、公職選挙法が選挙の公正を図るために選挙期間を定め、選挙運動の自由を広くに制限していることに対し、「少なくとも選挙運動期間だけは国民の意思表現の自由を最大限保障する必要があるにもかかわらず、この事件の法律条項は匿名表現の自由を制限することで、……事実上、選挙と関連した匿名の意思表現を不可能にしている」とした。

また、インターネット言論社の範囲が曖昧で広汎であるとの問題については、多数意見が関連条項の検討を避

け、一般人の健全な常識と法感情を持ち出したのに対し、反対意見は次のように具体的に検討を加えている。すなわち、『インターネット言論社』とは、『新聞などの振興に関する法律』第2条第7号の規定によるインターネット新聞事業者、その他に政治・経済・社会・文化・示唆等に関する報道・論評・世論および情報などを伝播する目的で取材・編集・執筆した記事をインターネットを通して報道・提供し、媒介するインターネットホームページを経営管理する者と、これと類似した言論の機能を行うインターネットホームページを経営・管理する者を指している（公選法第8条の5の第1項）。しかし、誰しも関心事項をインターネットに載せ、伝播できる現代社会の特殊性を考慮すれば、事実上すべてのウェブサイトにインターネット言論社に該当するのみならず、記事を取材、編集する場合だけではない、単純な『媒介』までこれに該当するので、その範囲を限定するのが難しく、『これと類似した言論』という部分もまた曖昧で規制対象が無限定に拡大される恐れがある」としている。また、本件法律条項は、法文言上、支持・反対の文を「揭示できるようにする場合」と規定されていることから、「政党もしくは候補者に対する支持・反対の文が揭示される『可能性』さえ認められれば、すべてが規制対象になりうる。そうすれば、事実上すべての掲示板およびチャットルームが規制対象にされるということができ、規制の空間的範囲が過度に広汎であると言わざるをえない」としつつ、「政党もしくは候補者に対する支持・反対の意見が、選挙に関する単純な意見」と区別され得るかについても曖昧であることから、インターネット言論社の削除措置もしくは法執行機関の過料を課すことにおいて明確な基準を提示することができない問題点が発生すると指摘した。さらに、仮にその意味が明確だとしても、「政党および候補者に対する支持・反対意見は、選挙過程で行われる政治的意思表現の核心であるという側面に照らすと、この事件の法律条項は、政治的意思表現に対する匿名表現の自由を事実上剥奪する条項であるということができるとしたうえで、特に候補者に対する『支持の

書き込み』は、誹謗または名誉毀損の恐れが少ないにもかかわらず、反対の文と同様に実名認証を要求することは誹謗または名誉毀損等の選挙犯罪を予防しようとする立法目的に付合しただけではなく、匿名表現の自由を過剰に制限する」とした。そして、現行法上制裁手段が整っているにも関わらず、「捜査の便宜及び選挙管理の効率性」という利便性を重視したあまり、「国民を潜在的犯罪者」として扱っていることは最小侵害性に反するとした。

以上のように述べた後、「法益の均衡性」に関し、当該事件の法律条項による規制期間である選挙期間が、政治的表現の自由を行使するに当たって極めて重要な期間であること、表現の自由の保障が民主主義の根幹をなす重要な憲法的価値であることを考慮すれば、匿名表現の自由が制限されることによって生じる不利益は、選挙の公正性の維持という公益よりも決してより少ないとは言えないから、法益の均衡性も認めることはできないとした。

したがって、本件の法律条項は、過剰侵害禁止原則に反し、表現の自由を侵害するものとして憲法に反するとした。

（3）検討

選挙は、国民主権の理念に基づき、議会民主主義において主権者である国民自らが国家意思を形成し、国政に参加を保障する重要な手段であり、選挙運動の自由は選挙権、被選挙権及び政治的表現の自由によって保障された基本権である。このような基本権は、国家の意思形成に影響を与えているだけでなく、国家権力を創設または統制しながら議会民主主義という客観的秩序を形成する客観的な性格が強い基本権として、その制限は最小限

度に止めなければならぬ⁽⁴⁴⁾にも拘わらず選挙の公正性の確保という理由から国民の選挙運動の自由が包括的に禁止され、形骸化しているのが現状である。このような公職選挙法をめぐる「べからず選挙法」と言われるのは、日本に限った話ではない。隣の国、韓国の公職選挙法も、日本から直輸入されたこと⁽⁴⁵⁾で、「べからず選挙法」という「独自性」⁽⁴⁶⁾を継受していると言わざるを得ない。選挙の公正性の確保のために、制限と禁止が過度に広汎圏に及び、選挙権または被選挙権を持つ主権者に選挙運動の自由が事実上保障されているとはとても言えないというのが、この領域における両国の共通認識ではなからうか。選挙の公正性は、国民の実質的な選挙の自由と機会の均等を保障するためのものである。にもかかわらず、選挙の公正性を理由に、主権者である国民が排除されている選挙法は、国民主権を実現する最も重要なツールとして、大きな問題点を抱えていると言わざるを得ない。

ここで、この種の問題につき、韓国の憲法裁判所や学界はどう対応してきたか。また、その根底にある根本的な問題は何かについて、検討を加えたい。この検討を通じて、西欧民主主義の受容国として、日本と韓国が抱えている現実問題と限界につき、直視する機会になることを期待したい。

上述のように、政治的表現の自由と選挙の公正性という二つの法益の均衡は、それほど簡単な問題ではない。憲法が保障する政治的表現の自由であっても、憲法裁判所の判決により、選挙の公正性という法益と利益衡量するしかないことを意味する。こういう観点から、憲法裁判所の判決に示された特性と法理について、特に、選挙関連事例において政治的表現の自由としての選挙運動の自由と選挙の公正性確保の二つの法益をどんな法理で衡量しているのか、選挙法の規定の違憲性についてどのような基準で判断しているのか、比例原則乃至過剰禁止原則の判断手法について検討する。

例えば、選挙運動の主体の制限に関する公務員の政治活動の事例において、公務員の政治活動は、選挙の中立

を害するとの理由から厳格に禁止されており、憲法裁判所は幾つかの判決を通じてその合憲性を認めてきた。⁽⁴⁷⁾特に、二つの法益を勘案するに当たって憲法裁判所は、「立法目的の正当性と手段の適合性」、「被害の最小性」、「法益の均衡性」といういわゆる「三段階審査」基準を用いている。

まず、立法目的の正当性と手段の適正性を判断する際に、憲法裁判所は公職選挙法の第85条第1項が選挙の公平性と公正性を保障するために、公務員の選挙運動を禁止する立法目的を持っており、「官権選挙や公的地位にいる者の選挙介入の余地を徹底的に排除することで選挙の公正性を確保するために、公務員に対し選挙に影響を与える行為まで禁止」⁽⁴⁸⁾して、立法目的の正当性と手段の適合性が認められると判示した。次に、被害の最小性と関連して憲法裁判所は、公職選挙法第9条第1項の「公務員の中立義務」を国家机关が選挙において均等な機会の保障と国民の自由で開放的な意思形成過程を阻害し、特定の政党または候補者に不公平に影響を及ぼすすべての行為を包括的に禁止する条項であるとしておきながら、公務員が選挙運動の企画に参加または関わる行為を禁止することは選挙の公正性と公平性を確保するために当然の帰結であると見做すことができるとし、このような立法目的を達成するためには公務員の選挙運動の企画と活動に関わる一切の行為を禁止する必要があると判示してきた。三つ目に、法益の均衡性を判断するに際し、憲法裁判所は、過去に実施された各種選挙において「官権、金権等の介入による腐敗及び脱法とそれによる民意の歪曲を繰り返し経験」したことから、これを正さなければ選挙の民主的正当性と代表性を確保することができないとし、特に公務員の選挙運動への参加は弊害が深刻であると予想されるので、「政治的表現の自由のうち、一部である選挙運動の自由が制限されたとしても、それによって保護される公益と制限される基本権の間で顕著な不均衡があると見做すことはできず、衝突する法益の相互間の均衡性も具備されているとし、過剰禁止原則に反しないと判示した。しかし少数の裁判官の反対意見を

通じ、公務員の選挙運動を一律に全面的に禁止することは、憲法上保障される政治的表現の自由に対する過度な制限であるとの主張が出された。⁽⁴⁹⁾

以上のように、憲法裁判所は選挙の公正性の確保に過度に重きを置くあまり、政治的表現の自由の一樣態である選挙運動の自由の保護については軽視していることが分かる。⁽⁵⁰⁾

また、その他の多くの判例からも、主権者の選挙権の行使という側面よりも候補者間の公平性の維持にのみ過度に偏っている⁽⁵¹⁾という点が見取れる。このことについて、ある論者は、韓国の政治的・社会的な状況が、かつての日本の統治体制が君主制から議会民主主義に転換する過程において国民の直接的な政治参加をできるだけ抑制しようとした特殊な事情とよく似ているとしている。⁽⁵²⁾もしかすると、このことが受容国として両国が持つ共通の「独自性」なるものかもしれない。このように考えると、第二章で基本権の性格について述べた通り、統合過程論者が主張する基本権の二重的性格が果たしてきた役割は依然大きいと言わざるを得ない。すなわち、少なくとも選挙法の合憲性については、西欧民主主義の受容国としての「独自性」が横たわっている日本と韓国は、「秩序」から離れ、「自由」と「権利」が高く見積もられることは容易ではないだろう。もしかすると、このことが両国における民主主義の成熟度のバロメーターになるかもしれない。

さて、本判決の多数意見は、匿名表現も表現の自由の保護領域に含まれると明確にしながらも、実名制による萎縮効果よりも、むしろ実名制による公正性の確保が予想されるとし、手段の適合性を認めた。一方、反対意見は、実名制による萎縮効果の問題を前面に出し、過剰禁止原則に反すると主張している。これには、次のような二つの対立する視点が存在していることが窺える。すなわち、実名制による「萎縮効果 (chilling effect)」と「抑制効果 (deterrent effect)」⁽⁵⁴⁾である。⁽⁵³⁾多数意見は、前者については考慮せず、公職選挙法と馴染みやすい後者を使い、

失われる利益よりも得られる利益に重点を置く手法を取ることができたのである。これによって、韓国の憲法裁判所の得意技である比例原則を使い、過剰禁止原則に反しないとする結論を導いた。

二 情報通信網法上の本人確認制判決（二〇一二年八月二四日、二〇一〇헌마四七、二五二사건）

（一）事実

本件の請求人Aは、インターネット掲示板に匿名で意見を掲示しようとしたが、本人確認制を規定した情報通信網法第44条の5第1項2号、同法施行令第29条、第30条第1項（以下、「本条の法令条項」とする）により、掲示板運営者が掲示者本人であることを確認する手続を経なければ、掲示板に意見の掲示ができなくなる措置を取ったため、意見の掲示ができなくなり、本件の法令条項が請求人の表現の自由等を侵害すると主張し、本件の憲法訴願を請求した。⁽⁵⁵⁾ また、インターネット言論社である「インターネットK」を運営する請求人Bは、放送通信委員会が自分を二〇一〇年度本人確認措置義務対象者に公示し、同年四月一日から本人確認措置義務が課せられることになり、この本人確認措置義務が課せられる法的根拠である本件の法令条項が、請求人の言論の自由等を侵害すると主張し、本件の憲法訴願を請求した。⁽⁵⁶⁾ よって、本件の法律条項が過剰禁止原則に反し、インターネット利用者の表現の自由、個人情報自己決定権およびインターネット掲示板を運営する情報通信サービス提供者の言論の自由を侵害したかが問われ、憲法裁判所は、本件の法律条項が過剰禁止原則に反するとし、裁判官八人（一人空席）全員一致で、違憲判断を下したのである。

(2) 判決要旨

まず、「立法目的の正当性および手段の適合性」について、インターネットの急速な普及により、インターネットにおいて流通する情報の波及力及び影響力が大きくなる反面、それによる逆機能も増加しているなか、本件の法律条項が規定している本人確認制は、健全なインターネット文化を形成するためのものであり、正当な目的達成に寄与する適合した手段であることが認められるとした。

続いて、「侵害の最小性」について、本件の法律条項が標榜する健全なインターネット文化の形成等の目的は、IPなどの追跡および確認、当該情報の削除、臨時措置、損害賠償、刑事処罰などインターネット利用者の表現の自由または個人情報自己決定権を制約しない他の手段によっても十分に達成できるにもかかわらず、インターネットの特性を考慮せず本人確認制の適用範囲を広汎に定め、法執行者に恣意的な執行の可能性を与えるなど、目的達成に必要な範囲を超え過度に基本権を制限していることから、侵害の最小性（必要最小限度の制約）を認めないとした。

そして、「法益の均衡性」について本件の法律条項は、国内インターネット利用者の海外サイトへの逃避や、国内事業者と海外の事業者との間の差別ないし恣意的法執行の是非による執行困難の問題を発生させていること、また、表現の自由は民主主義の根幹をなす重要な憲法上の価値であるがゆえに、表現の自由の事前規制を正当化するためには、その制限によって達成しようとする公益の効果が明白でなければならぬが、本人確認制施行後に名誉毀損等の不法情報揭示が顕著に減少したという証拠を見つけないことができず、結果的に当初の目的のような公益を実質的に達成していると認めることはできないとした。

一方、本人確認制により、インターネット利用者は自らの身元露出による規制または処罰を恐れ、表現者の萎

縮効果の可能性が高く、外国人や住民登録番号がない在外国民はインターネット掲示板の利用が封鎖され、新しく登場した情報通信網上の意思疎通手段と競争せざるを得なくなる掲示板運営者は業務上不利な制限となり、本人確認情報保管による掲示板利用者への個人情報外部に流出され、不当に使われる可能性が増加することになったことから、本人確認制は、本人確認によって掲示板利用者及び情報通信サービス提供者が被る不利益が、本人確認制が達成しようとする公益よりも決してより少ないとは言えないため、法益の均衡性も認められないとした。

したがって、本人確認制を規律している本件の法令条項は、過剰禁止原則に反し、請求人Aの表現の自由、個人情報自己決定権、請求人Bの言論の自由など基本権を侵害したと決定した。

（3）検討

韓国の憲法裁判所は憲法上の表現の自由について「思想の自由市場論」の立場に立って判断を行っているが、このような立場からも競争を通じた表現物の受容のためには最も基本的な前提が必要になる。それは、人々が自らの思想をいかなる外圧からも影響されることなく、自由に発表できる雰囲気さえも、表現の自由が保障する内容の本質にならなければならないということである。一九六〇年代後半アメリカ連邦最高裁のウォーレンコート期の末期においてブレナン裁判官が「萎縮効果」を違憲判断の論拠として積極的に提示して後は、表現の自由が問題になった事案において、萎縮効果を考慮するのはもはや珍しいことではない。韓国の憲法裁判所もいくつかの判決において明示的にとりあげて論じている。特に、表現の自由を制限する法律および公権力が問題とされた判決においては萎縮効果を重要な判断の要素として提示し、次のように判示している。

「表現の自由を規制する法律はその規制により保護される他の表現に対し、萎縮効果が発生しないように、規

制される表現の概念を明確に規定することが憲法上要求される⁽⁵⁷⁾とし、表現の自由保護の要請として萎縮効果を除去することに拘泥する。実際、憲法上の表現の自由に対する制限において萎縮効果の防止に関する考慮は、表現の自由における本質的内容侵害禁止と密接な関連性を持つていともいえる。何故ならば、表現の自由は権利の性質上壊れやすく傷つきやすい反面、危険を伴って行う表現行為を通して、表現者が得られる利益は少ないという機能的脆弱性に対する配慮を必要とするからである。それは歴史的な経験からも明らかであり、したがって、政治的表現に関する国家からの制限措置が表現自体をしないよう心理的な萎縮を起こさせ、事実上表現の自由を台無しにする状況を招きかねないことから、他の権利とは違って萎縮効果の防止を図る法理を採用している。これに関連して、以下では、明確性の原則と表現の自由に関する「萎縮効果」について、憲法裁判所が下した、いくつかの事例を確認する。

大統領の選挙中立義務遵守要請等措置取り消し事件⁽⁵⁸⁾、憲法裁判所は表現の自由を規制する立法において明確性の原則は特別に重要な意味をもつとした。それは、民主社会における表現の自由が担う役割と機能に照らし合わせてみると、不明確な規範による表現の自由の規制は憲法上保護される表現に対しても萎縮する効果を伴うからであるとする。

すなわち、何が禁止された表現であるかが明確でない場合、自らが行おうとする表現が規制の対象ではないという確信がない基本権主体は、規制を憂慮して表現行為を自ら抑制する可能性が高い。したがって、表現の自由を規制する法律は、その規制により当然保護されなければならない表現まで萎縮する効果が及ばないよう、規制される表現の概念を明確に規定することが憲法上要求されるとした。

また、刑事的処罰と表現の自由に対する「萎縮効果」に関する、電気通信事業法第53条等違憲確認事件⁽⁵⁹⁾で、憲

法裁判所は、「表現の自由を制限する法令の規定は具体的に明確にならなければならず、漠然とした用語を用いる場合『漠然性ゆえに無効』とされるので、『公共の安全』もしくは『美風良俗』のような用語はその適用範囲が過度の広汎性を有し不明確であり、結局、表現の自由を萎縮させ、法運営当局による恣意的な執行を可能にせしめ、表現の自由を侵害するのはもちろん、法治主義と権力分立および罪刑法定主義に反し、無効とする」とした。特に、違反の制裁手段に刑罰を使用する場合には表現の「萎縮効果」を及ぼす可能性が相対的に大きいことが予測されるので、このような特性を考慮し、より厳しい明確性が要求されるという。さらに、やむにやまれぬ事情の場合、国家は行き過ぎた表現規制を行うよりも、むしろ規制の不作為を選択しなければならないとする。そして、害悪が明白に検証されていない表現を規制することは、得られる利益よりも失われる利益の方がより大きいとみなすのもそういった表現すら表現の自由の本質を構成するからとしている。

そして、害悪が明白に検証されていない表現を規制することは、得られる利益よりも失われる利益の方がより大きいとみなすのもそういった表現すら表現の自由の本質を構成するからとしている。

そして行政的制裁と表現の自由における「萎縮効果」に関する、「定期刊行物の登録等に関する法律第16条第3項の憲法訴願事件⁽⁶⁰⁾」で、言論仲裁委員会の管轄にある訂正報道請求制度と「萎縮効果」とは密接な関連をもっているとし、次のように決定した。この法第16条に定められた訂正報道請求権が定期刊行物に関して、報道内容は是非を問わず被害者の訂正報道文を無料で掲載する義務を課すという点からみて、これは現実的に定期刊行物の編集権を制限するだけではなく、間接的に報道機関の報道活動を萎縮させ、ひいては経営を圧迫し、報道の自由に対する障害になることもあり得るとし、本条項は違憲であるとした。

しかし、先に取り上げた、情報通信網法上の本人確認制について、憲法裁判所が基本権制限に関する決定の際

に、論証の道具として用いた手法は、萎縮効果論については深入りせず、上述した憲法裁判所の判例と同様「比例原則乃至過剰侵害禁止原則」を持ち出して判断を下している。⁽⁶¹⁾

憲法裁判所曰く、「過剰侵害禁止原則」というのは、国家が国民の基本権を制限する内容の立法活動を行うに当たって、守らなければならない基本原則ないし立法活動の限界を意味するものとして、国民の基本権を制限しようとする立法の目的が憲法及び法律の体系上その正当性が認められなければならないのであって（目的の正当性）、またその目的の達成のためにその方法が効果的であり、適切でなければならぬのであって（方法の適切性）、立法権者が選択した基本権制限の措置が立法目的達成のために十分に適切だとしてもより緩和された形態もしくは方法を模索することによって、基本権の制限は、必要最小限度に留めるべきであり（被害の最小性）、その立法によって保護しようとする公益と私益を比較衡量する際に保護される公益がより大きいものでなければならぬ（法益の均衡性）という憲法上の原則である。以上のような要件が満たされた時に国家の立法作用によりやく正当性が認められ、それによって国民の受忍義務が生まれてくるもので、このような要求は今日の法治国家の原理から当然抽出される確固たる原則として不動の位置を占めていて、憲法第37条第2項にもこのような趣旨の規定を置いているのである。⁽⁶²⁾ その根拠として憲法第37条第2項を挙げられるが、この条項は、前段と後段に構成され、どちらからその根拠を見出すのかという憲法的な根拠提示が問題になる。すなわち、前段の「必要な場合に限り」か、それとも後段の「本質的な内容は侵害してはならない」かによるのである。前者の場合は比例原則ないし過剰侵害禁止原則を、後者の場合は本質的な内容侵害禁止という独自の原則を導出しながらこれを維持しているようにみえる。⁽⁶³⁾ これにつき憲法裁判所は、過剰侵害禁止原則が持っている四つの部分原則について以下のように述べている。

「インターネット実名制」に関する憲法裁判所の判例も同様な方法によって結論を導いており、問題になった法律条項が、被害を最小化するための必要な条件とそれに見合った効果を達成するための手段が均衡を保つてい（侵害の最小性が認められる）とし、次のステップにおいて公益と私益に対して比較衡量を行い、ゆえに過剰侵害禁止原則に反しないと結論づけたのである。これは、基本権制限に関する憲法裁判所の通常の判断の一つにすぎないかもしれないが、視点を変えれば、比較衡量という手法の根本的な問題が内在していることが分かる。しかも、民主主義の根幹をなすとも言われる表現の自由に関する憲法判断の手法として用いる場合はなおさらである。

第二節 憲法裁判所の判決が示唆するもの

憲法の番人として憲法裁判所が、韓国の憲政史のなかで様々な紆余曲折を経て、ようやく機能し始めたのは、一九八九年の始めであった。その後、短い期間で、量・質とともに飛躍的な活躍を見せ、その存在感を見せつけている。⁽⁶⁴⁾ 韓国の憲法裁判所が、これほど飛躍的な実績を残した裏には長い間軍事独裁政権下で築いてきた憲法観が一役を果たしたとも言えるのではないだろうか。第一節で取り上げた二つの判決からも、その影が薄らと見え隠れするのは、著者の気のせいではなからう。以下では、この二つの判決に対する憲法裁判所の判決が示唆するものとは何か、そして今後の課題について李ジュニルの論文を引用し、検討を行う。

韓国の「法学研究」の「基本権制限に関する決定における憲法裁判所の論証道具」と題した論文⁽⁶⁵⁾で、李ジュニルは、韓国の憲法裁判所の決定事例について分析を行い、次のように述べている。「基本権制限があるところ

に比例原則があり、比例原則があるところに基本権制限がある⁽⁶⁶⁾。ここで、彼は憲法裁判所がそれなりの比例原則に対する用語、部分原則、定義、憲法的な根拠等を整理してはいるものの、それは相当、図式的な理解に偏り、したがって「比例原則を判断基準として事例を決定する際に、原則と事例を繋ぐ論証道具は性急に定められた結論に先走り、粗雑さをみせている」と指摘している。そして問題点として憲法の根拠規定である第37条第2項を取り上げ、時には「比例原則乃至過剰禁止原則（または順序を変えて）」、時には「比例原則」のみ、時には「過剰禁止原則」のみを使用する用語選択であるとしている⁽⁶⁷⁾。

前節の、一で紹介した公職選挙法上の実名確認制、二で紹介した情報通信網法上の本人確認制の両方とも憲法裁判所は同じく「過剰禁止原則」を用い、異なる結論を下した。以下では、その結論を分けられた手法について見てみたい。

公職選挙法上の実名確認制に関する憲法裁判所の判断枠組みは、ある種想定内のことで、常識的な人の予測可能な判断枠組みから、さほど外れてはいない。すなわち、匿名表現は表現の自由の保護領域に含まれるけれども、それが原因で選挙の平穏と公正が脅かされる可能性があり、選挙において匿名表現による経済的な損失を防ぎ、そして確固たる地位を保持している「選挙の公正性」に関することから、目的の正当性、手段の適合性、法益の均衡性については言うまでもなく「過剰禁止原則」に反しないといえよう。その反面、同じ判断枠組みから異なる結論に至った反対意見は匿名表現を表現の自由の核心に捉え、多数意見が主張する弊害を認めながらも匿名表現の憲法上の価値に鑑み、強く保護されなければならないと主張する。

それに比べると、公職選挙法上の「実名確認制」が合憲判断されてから三年も経たない内に、今度は情報通信網法上の「本人確認制」の判決において、憲法裁判官の構成員が二人入れ替わっただけで、一転して「過剰禁止

原則」に反すると判示した。同じ判断手法を用いながら、まったく異なる判断が下されたのである。なるほど、「選挙の公正性」との比較衡量の際には、目的と手段との関係における侵害の最小性と、得られる公益と失われる私益との関係における法益の均衡性につき、合理性の基準で審査するけれども、「健全なインターネット文化を形成」するための「逆機能」除去には一転して厳格な審査で臨み、憲法の番人としての本領発揮と言わんばかりである。こうした「選挙の公正性」と「健全なインターネット文化を形成」するための「逆機能」除去との不合理な差を設ける憲法裁判所の論証に対しては、比例原則乃至過剰禁止原則の判断手法に内在している根本的な問題、すなわち、この国における性急な西洋民主主義の受容の反動として存置されたままになっているプレモダン的な残滓が、憲法裁判所の判断手法の空洞化を招いているという問題を顕露しているとする反証が可能であろう。この問題については別の機会に検討することにして、ここで想起して欲しいのは、上記で紹介した李ジュニルの指摘である。再度、彼の言葉を引用すると「比例原則を判断基準として事例を決定する際に、原則と事例を繋ぐ論証道具は性急に定められた結論に先走り、粗雑さをみせている」。

以上のように、韓国における憲法裁判所の判断手法の現状を踏まえると、基本権保障に関する構造的な問題が与える影響というのは、少なくないと考えている。

おわりに

韓国は、世界でも例がないインターネット实名制を二〇〇七年七月に導入し、当時は一日平均訪問者三〇万人

以上のインターネットサイトが対象になったが、その後、アメリカ産牛肉輸入問題で国民的なデモ集会に展開した、ろうそく集会を機に、二〇〇九年四月から一日平均訪問者一〇万人以上のサイトに拡大適用され、政権の言論統制にその役割を果たし、昨年八月に憲法裁判所の裁判官全員一致の決定でその姿を消すことになった。⁽⁶⁸⁾これを受けて、関連法の見直しが検討されている。もちろん、公職選挙法も例外ではない。今後の動きについても注目したい。

ところで、本稿で扱った韓国におけるインターネット実名制に関して、いくつかの独自の視点から考察を行った。これを通じて、インターネットという媒体をめぐる議論の際に、いくつかの考慮すべき問題を明らかにできたと思われる。その一つとして、日本と韓国が、あくまで西欧民主主義の受容国として留まらざるを得ない根本的な問題点について、公職選挙法と関連して「選挙の公正性」という共通の「独自性」を通じて扱った。両国の憲法に刻まれている個々人の権利保障よりも、公の秩序に傾き易い受容国ならでの土壌が健在である限り、両国における西欧型の民主主義は、多くの学者の緻密な努力にかかわらず、砂城の楼閣になるだろう。

最後に、本稿が追ってきたインターネット実名制はその姿を消したが、だからといって、インターネット上の匿名表現が実現されているとは言えない。何故ならば、オンライン上の「匿名」は、その遡源性ゆえに単に相手と顔を突き合せないという「非対面性」の意味にとどまるからである。したがって、オンライン上の匿名表現の問題は、オフラインにおける匿名表現の問題とは異なる要素を内包しており、その対応についても異なった思考が求められる。この点について、今回は紙幅の制限もあり、十分に尽くせなかった。このことを含めて、インターネット上の匿名表現に関する残された論点については、今後の課題としたい。

注

- (1) 第37条第2項は、「国民のすべての自由と権利は、国家安全保障、秩序維持又は公共の福祉のために必要な場合に限り、法律により制限が可能であるが、制限する場合においても、自由と権利の本質的な内容を侵害してはならない」と規定している。
- (2) 第21条第4項は、「言論・出版は、他人の名譽若しくは権利、公衆道徳又は社会倫理を侵害してはならない。言論・出版が他人の名譽又は権利を侵害したときは、被害者は、これに対する損害の賠償を請求することができる」と規定している。
- (3) 例えば、황창근 「정보통신망법상 본인확인제에 대한 공법적 고찰」(情報通信網法上の本人確認制に対する公法的考察)、『世界憲法研究』 제四三권二호)・김재범 「의명성폐해자정만으론 해결 어렵다」(匿名性の弊害、自制だけでは解決困難)、『국회보』(二〇〇五・五) 一〇六면・姜京根 「인터넷언론과 선거」(インターネットの言論と選挙)、『憲法研究』(二〇〇三、제九권제三호) 一三八면、「인터넷언론의 선거 보도와 법적·제도적 쟁점」(인터넷언론의選挙報道と法的・制度的争点)、『인론과 법제』三권一호、한국언론법학회、二〇〇四、六〇二二면。
- (4) しかし、パブリック・フォーラム論というのは、古典的な意味の表現の自由が、大衆媒体の発達により、マスメディアを利用して自らの意思や認識を表現する自由をもちえない状態に置かれた国民一般に、大衆的な手段を行使して、討論の機会を切り開くための「パブリック・フォーラム論」として理解されるが、ここで使われるパブリック・フォーラム論はこれとは正反対の意味で用いられている。
- (5) 前掲、姜京根 「인터넷언론과 선거」(인터넷언론言論と選挙)、『一三九면。
- (6) インターネットは、「最も参加的な市場」ないし「表現促進的媒体」とし、進入障壁が低く表現の双方向性が保障される特性を持っているとした。현재、二〇〇二・六・二七、九九현마四八〇。

(7) 前掲注(5)、一四二頁。

- (8) 黄唱根·前掲注(2)、三二五頁以下。
- (9) 前注、三二七頁。
- (10) 韓国は、誰しもが自由にインターネットが使用できるように、コンピュータを役所に設置されていた。
- (11) 黄唱根·前掲注(2)、三三五頁。
- (12) 前注、三二八頁參照。
- (13) 前注、三三〇頁參照。
- (14) 김재범·前掲注(2)、一〇九면。
- (15) 한상희 「사이버공간에서의 익명성과 책임」(사이버공간에서의匿名性と責任) 『CLIS Monthly』(정보통신정책연구원, 二〇〇三·五), 二二면。
- (16) 앤드류사피로저/김명준역, 『테크놀러지와 통제혁명』 커뮤니케이션북스, 二〇〇一, 백옥익 「인터넷에서의 표현의 자유 보호를 위한 정책연구보고서」(인터넷넷트における表現の自由保護のための政策研究報告書), 국가인권위원회, 二〇〇四。권창국 「사이버공간에 있어서 표현의 자유와 한계」사이버공간에서의 명예훼손에 대한 형사법적 규제와 인터넷실명제 도입 문제를 중심으로(사이버공간における表現の自由と限界), 형사정책연구, 제一九권제四호, 二〇〇八。
- (17) 홍완식 「인터넷실명제 관련 법률안의 입법원칙에 따른 검토」(인터넷넷트实名制関連法律案の立法原則による検討), (도지공법연구 제三二집, 二〇〇六·五), (사단법인 한국도지공법학회), 二九八면. 조소영 「공직선거법상 인터넷 관련 규제에 대한 헌법적 검토」(公職選挙法上のインターネット関連規制に対する憲法的検討), 『세계헌법연구』 제一三권제一호, (세계헌법학회, 한국학회, 二〇〇七)五四면。
- (18) 조소영·前掲, 五四頁參照。

(19) 박용상 『표현의 자유(表現の自由)』, 현암사, 二〇〇二, 二二六면.

- (20) 刑法第307条「名誉毀損」①公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、二年以下の懲役又は金庫五〇〇万ウォン以下の罰金に処する。②公然と虚偽の事実を摘示し、人の名誉を棄損した者は、五年以下の懲役、一〇年以下の資格停止又は一千万ウォン以下の罰金に処する。第308条「死者の名誉毀損」公然と事実を摘示し、死者の名誉を毀損した者は、二年以下の懲役又は金庫五〇〇万ウォン以下の罰金に処する。民法第764条「名誉毀損の場合の特則」他人の名誉を毀損した者に対し、裁判所は、被害者の請求により、損害賠償に応じるか、もしくは、損害賠償と共に名誉棄損に対する適切な処分を命じることができる。情報通信網法第70条「罰則」①人を誹謗する目的で、情報通信網を通して公然と事実を摘示し、他人の名誉を棄損した者は、三年以下の懲役又は二千万ウォン以下の罰金に処する。②人を誹謗する目的で、情報通信網を通じて公然と虚偽の事実を摘示し、他人の名誉を棄損した者は、七年以下の懲役又は一〇年以下の資格停止又は五千万ウォン以下の罰金に処する。公職選挙法第250条「虚偽の事実公表罪」①当選する（又はされる）目的で、演説・放送・新聞・通信・雑誌・張り紙・宣伝文書及びその他の方法によって候補者（候補者になろうとする者を含む、以下この条において同様）を有利にさせ、候補者及びその配偶者又は直系尊・卑属及び兄弟姉妹の出生地・身分・職業・経歴等・財産・人格・行為・所属団体等に関し虚偽の事実（学歴を掲載する場合、第64条第1項の規定による方法で掲載しない場合を含む）を公表するか、公表させた者と虚偽の事実を掲載した宣伝文書を配布する目的で所持した者は、五年以下の懲役又は三千万ウォン以下の罰金に処する。②当選させない目的で、演説・放送・新聞・通信・雑誌・張り紙・宣伝文書及びその他の方法によって候補者を不利にさせるために、候補者及びその配偶者又は直系尊・卑属及び兄弟姉妹に関し、虚偽の事実を公表し、又は公表させた者と、虚偽の事実を掲載した宣伝文書を配布する目的で所持した者は、七年以下の懲役又は五〇〇万ウォン以上三千万ウォン以下の罰金に処する。第251条「候補者誹謗罪」当選又は当選させない目的で、演説・放送・新聞・通信・雑誌・張り紙・宣伝文書及びその他の方法によって公然と事実を摘示し、候補者（候補者になろうと

- する者を含む)、その配偶者又は直系尊・卑属及び兄弟姉妹を誹謗した者は三年以下の懲役又は五〇〇万ウォン以下の罰金に処する。但し、真実な事実として公共の利益に関する場合には処罰しない。
- (21) 정재황 외 「사이버 공간상의 표현의 자유와 그 규제에 관한 연구 (사이버空間上の表現の自由とその規制に関する研究)」(헌법재판연구원 제13권, 헌법재판소, 2002, 11), 七四면. ; 윤명선 「사이버스페이스와 표현의 자유 (사이버스페이스と表現의自由)」(인터넷·언론·법, 한국법제연구원, 2002), 二八면.
- (22) 정재황·前掲, 七二頁.
- (23) 황성기 「인터넷 실명제에 관한 헌법학적 연구 (인터넷ネットに関する憲法学的研究)」(法学論叢第二五卷第一号, 二〇〇八), 七頁以下.
- (24) 前掲注, 二〇頁.
- (25) 前掲注, 一八頁.
- (26) Joseph McIntyre, Executor of Estate of Margaret McIntyre, Deceased, Petitioner v. Ohio Elections Commission, 514 U.S. 334 (1995).
- (27) 한상희·前掲注(5), 二〇頁.
- (28) 前掲注(23), 二二頁以下.
- (29) 行政自治体が運営する住民登録電算網は公開されていないため、実名制の適用対象者は、(株) 韓国信用評価情報等、信用情報業者や信用情報集中期間の住民登録電算資料を活用せざるを得ないが、公職選挙法上の実名制のために、このような業者が収集した住民番号(個人情報)を本人の許可なしに活用することが、果たして「信用情報の利用及び保護に関する法律」に反しないかが問題だとしている。
- (30) 前掲注(5), 二三頁以下.

- (31) 旧公職選挙法第82条の6の第3項と第4項は、行政自治府長官と信用情報の利用及び保護に関する法律上の信用情報業者による住民番号電算資料から本人確認をできるようにしている。ここでいう信用情報業者というのは、一九九三年全国民に金融取引実名制が施行され、それによって収集されたデータベースを活用することを言う。しかし、金融取引実績がない人々にとつては、政治的意思表現ができなくなると指摘する論者もいる。성선제「인터넷 선거 보도에 대한 규제의 문제점과 개선방안」(インターネットの選挙報道に対する規制の問題点と改善方法)、「인론총재」제24권 제2호、(인론총재위원회、二〇〇四、六)、四一면.
- (32) 前掲注(15)、二五頁。
- (33) 二〇一一年七月二六日韓国の大手ポータルサイトの一つであるネイトが管理保存している三五〇〇万人の個人情報(住民番号)が流出し、盗んだ住民番号を利用してクレジットカードが再発行されるなど、住民番号盗用による犯罪が多発していることから大きな社会問題になっている。http://news.donga.com/3/all/20110825/39812792/1(二〇一一年・八・二七、アクセス)。
- (34) 前掲注(15)、二六頁。
- (35) 掲示板とは、「その名称とは関係なく、情報通信網を利用して一般に公開する目的で符号・文字・音声・音響・画像・動画像等の情報を利用者が掲載できるコンピュータプログラムまたは技術的装置」を言う。
- (36) 황성기・前掲注(23)、二八頁以下。
- (37) 公共機関及び情報通信サービス提供者が善良な管理者の注意によって第1項による本人確認措置をした場合には、利用者の名義が第三者によって不正使用されることにより発生した損害に対する賠償責任を減免又は免除されることができ。
- (38) 황성기・前掲注(23)、三〇頁以下。
- (39) 權寧星「言論・出版の自由の法理」(서울대학교法学第一九卷二号、一九七九)、三七頁。
- (40) 同様の立場に立ちながらも、論者によっては、全く異なる見解をとることに注意する必要がある。すなわち、市民の防衛的な自

由權に軸足をおいて、大衆媒体は、古典的な表現の自由権と結びついていることを忘れてはならないと強調する論者（金哲洙『憲法学概論』（博英社、一九九九）、六〇七頁）公的な責務に軸足を置いて、「個体の人間から出発するのではなく、組織的な社会から出発し、民主政治の不可欠な要素としての世論形成の自由」として把握し、言論の公的な責務とその制度的保障を強調する論者（許榮、『憲法理論과 憲法』（博英社、二〇〇一）三五九頁に分かれている）。

- (41) 二〇〇八헌마三二四사건 .
- (42) 二〇〇九헌마三二사건 .
- (43) 公職選擧法第49条第1項、第59条
- (44) 장태수 「선거운동의 자유에 대한 제한의 문제점과 개선방향」(選擧運動の自由に関する制限の問題点と改善方向)〔世界憲法研究第一四卷二号〕一頁以下。
- (45) 宋石允 「선거운동 규제입법의 연원」一九二五년 일본 보통선거법의 성립과 한국 분단체제에의 유입〔選擧運動規制立法の淵源——一九二五年日本の普通選擧法の成立と韓国分断体制への流入——〕(서울대학교 法学 제四六권 제四호, 二〇〇五), 五一頁では、「韓国は一九五八年から、一九二五年に日本で制定され一九三四年に改悪された選擧法制下で生き、一九九四年からは、一九四五年以来の日本式選擧法制下で生きている」とし、韓国の分断体制において、日本の選擧法を受け入れ易い状況であったとしている。
- (46) 日本の諸法律には西欧からの影響が何らかの形で現れているが、選擧法においては独自性が強く、そのような一般的傾向とは異なることが指摘されている。作間忠雄「現代選擧法の諸問題」芦部信喜編『現代の立法』（岩波・講座現代法3、一九六五年）一二五、一六〇頁。
- (47) 헌법재판소二〇〇四·五·十四、二〇〇四헌나一 .
- (48) 헌법재판소二〇〇五·六·三〇、二〇〇四헌바三三三 .

- (49) 二〇〇四헌마三三(재판관 김효중, 송인준 반대 의견)。その後、二〇〇八年五月憲法裁判所は、公務員の政治参加が選挙の公正性を侵害する蓋然性があるとの理由により公務員の選挙運動の自由を制限することは「手段の適正性と被害の最小性の原則に反し、そのような禁止が選挙の公正性の確保に貢献することが非常に少ないことから法益の均衡性にも反する」との新たな判決を下した。(二〇〇六헌마一九六)。
- (50) 김경호 「정치 표현의 자유와 선거 운동 규제에 대한 헌법재판소 결정 연구」(政治表現の自由と選挙運動の規制に関する憲法裁判所決定の研究) (헌론과학연구 제八권二호, 二〇〇八・六, 三六頁以下)。
- (51) 憲法裁判所が下した公職選挙法上の政治的表現と関連した事例は総計三四件(一九九五年から二〇〇八年まで)で、棄却一三件、合憲一三件、却下二件、棄却・違憲一件、棄却・却下二件、違憲・却下一件、違憲二件であった(김경호, 一五頁)。
- (52) 이성환 「선거 관개법에 대한 헌법재판소 결정의 문제점」(選挙関係法に関する憲法裁判所決定の問題点) (헌법실무연구회 월례회 발표문, 二〇〇〇), 一一頁。
- (53) 박용상 『표현의 자유(表現の自由)』(현암사, 二〇〇二), 二二二쪽。
- (54) 「抑制効果(deterrent effect)」とは、法律が内在している違法行為に対する抑制効果を指すことで、「萎縮効果(chilling effect)」とは区別された概念として使う。
- (55) 二〇〇一헌마四七사건。
- (56) 二〇〇一〇헌마二五二사건。
- (57) 헌재一九九八・四・三〇선고, 九五헌가一六… 헌재二〇〇二・六・二七선고, 九九헌마四八〇。憲法裁判所は、表現の自由を規制する立法において、明確性原則は特に重要な意味を持つとした上で、民主社会において表現の自由が果たす役割と機能に照らした場合、不明確な規範による表現の自由の規制は、憲法上保護されている表現に対する萎縮効果を伴うからであると明らかにし

- た(헌재二〇〇六·六·二九、二〇〇五헌마一六五)。
- (58) 二〇〇八·一·一七、二〇〇七헌마七〇〇。
- (59) 二〇〇二·六·二七、九九헌마四八〇。
- (60) 一九九一·九·二六、八九헌마一六五。
- (61) 一九八九三·一七、八八헌마一〇一、一九八九·九·八、八八헌가六〇、一九九〇·六·二五、八九헌가九八내지一〇一(병합)。
 一九九〇·九·一〇、八九헌마八二、一九九〇·二〇·八、八九헌마八九〇、一九九〇·二〇·二五、八九헌마一七八〇、一九九一·三·一〇、一九九一헌마二二〇、一九九一·四·一〇、八九헌마一六〇〇、一九九一·五·二三、八九헌가九七、九九二、二二、二四、九二헌가八、一九九三·五、一三、九一헌마一九〇、一九九四、六、三〇、九二헌가九、一九九五·二·二三、九二헌마一二二、一九九六·二·二九、九四헌마一三三、一九九七·四·二四、九五헌마九〇。
- (62) 一九九〇、九、三、八九헌가九五。
- (63) 一九八九、一二、二二、八八헌가一三三。
- (64) 鄭宗燮「韓國의民主化過程における憲法裁判所と基本權の實現——一九八八年から一九九八年まで——」(立命館法学、一九九九年四号)、九三六頁以下。
- (65) 이준일「기본권제한에 관한 결정에서 헌법재판소의 논증 도구」(基本權制限に関する決定において憲法裁判所の論証道具)〔憲法學研究第四集第三号、二〇〇六〕、二六四頁。
- (66) 前掲注、二六五頁。
- (67) 前掲注、二五六頁。
- (68) 本稿が、この問題に取り組み、本誌二四三号に「(一)」を掲載した後、「(二·完)」を掲載しようとした時に、本件と関わる重

大な判決が憲法裁判所から下され、当初予定していた枠組みを変更せざるを得なくなったため、第三章、第四章の構成が「(一)」に掲載した目次と異なる形成になったことをお詫びしなくてはならない。

